

(令和4年度第2次補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 栄町 (都道府県: 千葉県)
 本事業の担当部局名 福祉・子ども課

事業メニュー	結婚新生活支援事業		
区分	結婚新生活支援		
関連事業メニュー	4.1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(一般コース)		
個別事業名	栄町結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続
実施期間	交付決定日 ~	令和6年3月31日	事業開始年度 平成28 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	1,800,000		円
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	(地域における実情と課題及び本個別事業の位置付け) <地域における実情と課題> 栄町では、令和元年度3月に策定した「栄町第2次総合戦略」において、少子化への対応として「子育てがしやすい元気な栄町づくり」また、平成31年度を初年度とする「栄町第5次前期基本計画」においても、「少子化対策戦略」を重要戦略と定め、各種施策と連携しながら少子化対策に取り組んでいるところである。 しかし、栄町の未婚率については、男性31%、女性20%、男女全体で25%となっている。(数値は令和2年国調) 日本創成会議において発表された、栄町の30年後の子供を産み育てる20~30代の女性は77.3%減少すると推計され、千葉県下でワースト1位、全国的にみても非常に厳しい状況となっている。 これらのことから、①若者の結婚後の経済的支援、②子育て世代の転入者の増加、③結婚・妊娠・出産・育児といった一連の少子高齢化対策の充実を図る必要がある。 <本個別事業の位置付け> 新生活を始めるにあたり生じる経済的負担を軽減し結婚しやすいまちづくりの実現を図る。 (本個別事業における現状と課題) (課題への対応)		

個別事業の内容 ※(注)3	1. 概要				
	【補助対象要件】				
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合
	【補助上限額】				
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合
	39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合
	【対象費目】				
	<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/>
	<input checked="" type="checkbox"/>	リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用	
【その他独自要件】 夫婦いずれにも町税の滞納がない者。					
2. 申請見込					
①新規世帯見込					
上記のうち		4	世帯		
		ともに29歳以下	2	世帯	
		左記以外	2	世帯	
【積算根拠】 29歳以下: 2世帯(申請申込) × 60万円(補助上限額) = 1,800千円 上記以外: 2世帯(申請申込) × 30万円(補助上限額) = 600千円 ・申請申込については、令和3年度の当事業における支給実績を引用。					
【令和4年度申請状況】					
(令和 4 年 4 月 ~ 令和 5 年 2 月) 申請 実績 世帯数 1 世帯					

②継続補助見込	見込世帯数	継続補助実施の有無	有	世帯 円
	対象経費支出予定額	0		
		0		
3. 広報の実施予定				
町広報誌において、4月、12月の2回に掲載予定。				
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目	単位	目標値	現状値
	合計特殊出生率のアップ	人	R6: 1.24	R元: 0.87
	若い世代(0歳~29歳)の構成比	%	R6:20	R元:19.97
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率	%	0.94	
	婚姻件数	件	57	
	婚姻率	%	2.8	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	100(令和5年度)	70(令和3年度)
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	100(令和5年度)	50(令和3年度)
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	100(令和5年度)	80(令和3年度)
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	県HPにおいて、事業実施の広報及び町HPへリンク掲載をして広報を行う。			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	町内外の民間不動産業者へチラシの配布、当町への移住定住の促進を図るとともに、結婚新生活支援事業の周知を行う。			

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①~③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、②③は記載不要。

①これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情・課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け

②本個別事業が継続事業である場合はこれまでの事業実施状況及びその中で見つけた課題(新規事業である場合は不要)

③本個別事業が新規事業である場合は地域における実情と課題への対応、継続事業である場合は本個別事業における現状と課題への対応

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和5年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載する。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方策」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。